

令和5年度

郡上市財政健全化判断比率等審査意見書

令和6年8月

郡上市監査委員



郡 監 第 13 号
令和6年8月26日

郡上市長 山 川 弘 保 様

郡上市監査委員 神 谷 公 眞



郡上市監査委員 田 代 ま さ よ



令和5年度郡上市財政健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率等の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

目 次

郡上市財政健全化判断比率審査意見書

1	審査の種類	1
2	審査の対象	1
3	審査の着眼点	1
4	審査の実施場所及び日程	1
5	審査の結果及び意見	1

郡上市資金不足比率審査意見書

1	審査の種類	3
2	審査の対象	3
3	審査の着眼点	3
4	審査の実施場所及び日程	3
5	審査の結果及び意見	3

付属資料	5
------	---

凡 例

1. 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。
2. 各表中の「0.0」は、該当数値が「0.05」未満のものである。
3. 各表中の「—」は、該当数値のないものである。

郡上市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項による健全化判断比率審査

2 審査の対象

令和5年度郡上市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

3 審査の着眼点

市長から審査に付された令和5年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令等に照らして健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、法令等に基づく適切な算定要素が用いられているか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、客観的事実に基づき健全化判断比率の算定が公正な判断により行われているかを主な着眼点として実施した。

4 審査の実施場所及び日程

実施場所 郡上市役所本庁舎4階委員会室

実施日程 令和6年8月9日

5 審査の結果及び意見

市長から審査に付された財政健全化判断比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていることを認めた。

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、実質収支が黒字のため数値として表れていないので良好な状態と認める。

実質公債費比率は、地方債の新規借入額の抑制及び定期償還による地方債残高の減少に努めたことにより、元利償還金が減少したことで、3カ年平均で前年度から0.3ポイント改善され11.1%となった。

将来負担比率は、地方債現在高の減少や公営企業債等繰入見込み額の減少、充当可能基金の増加等により、前年度に比べて1.8ポイント改善され68.3%となった。

実質公債費比率と将来負担比率については、順調に改善しているが、実質公債費比率は今後上昇すると見込まれ予断を許さない状況であるため、更なる公債費負担の軽減を図っていく必要がある。

今後も、地方債の新規借入額の抑制や交付税算入率の高い地方債の活用など市債残高の着実な縮減などに取り組み、健全な財政運営に努めていただきたい。

区 分	令和5年度	令和4年度	増 減	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	12.60%
連結実質赤字比率	—	—	—	17.60%
実質公債費比率	11.1%	11.4%	△0.3	25.0%
将来負担比率	68.3%	70.1%	△1.8	350.0%

※比率は別紙付表により算出した数値であり、比率として表れないものは「—」と記載した。

郡上市資金不足比率審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項による資金不足比率審査

2 審査の対象

令和5年度郡上市水道事業会計、郡上市下水道事業会計、郡上市病院事業会計、郡上市小水力発電事業特別会計及び郡上市工業団地事業特別会計の決算に基づく資金不足比率(以下「郡上市水道事業会計決算等に基づく資金不足比率」という。)と、その算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

3 審査の着眼点

市長から審査に付された郡上市水道事業会計決算等に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令等に照らして資金不足比率の算定過程に誤りはないか、法令等に基づく適切な算定要素が用いられているか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、客観的事実に基づき資金不足比率の算定が公正な判断により行われているかを主な着眼点として実施した。

4 審査の実施場所及び日程

実施場所 郡上市役所本庁舎4階委員会室

実施日程 令和6年8月9日

5 審査の結果及び意見

市長から審査に付された郡上市水道事業会計決算等に基づく資金不足比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていることを認めた。

全会計とも資金不足比率は算出されなかったため数値として表れておらず、事業の経営の健全性は保たれていると判断できる。ただし、病院事業会計においては、財政健全化法における比率の算定上、解消可能資金不足額によって解消されている状態であり、感染症関連の補助金の減による医業外収益の減、感染症関連の診療報酬特例加算の縮小、患者数減少などにより資金不足が生じていることから、経営改善に取り組み、経営の健全化に努めていただきたい。

区 分	令和5年度	令和4年度	増減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0%
下水道事業会計	—	—	—	
病院事業会計	—	—	—	
小水力発電事業特別会計	—	—	—	
工業団地事業特別会計	—	—	—	

※比率は別紙付表により算出した数値であり、比率として表れないものは「—」と記載した。

付 属 資 料

[付表]

実質赤字比率	-	(早期健全化基準:12.60%、財政再生基準:20.00%) (参考:△6.07%)
--------	---	---

※令和5年度決算 財政健全化判断比率審査調書 より

(計算式)

$$\begin{aligned} \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額(A)}}{\text{標準財政規模(B)}} \\ &= \frac{\Delta 1,087,889}{17,908,066} \quad (\text{単位:千円}) \end{aligned}$$

【一般会計等の実質赤字額 (A)】

(単位:千円)

会計名	歳入額	歳出額	繰越明許費 繰越財源額	事業繰越額	実質収支額
一般会計	31,462,148	30,287,445	98,410	0	1,076,293
青少年育英奨学資金貸付特別会計	45,452	33,856	0	0	11,596
鉄道経営対策事業基金特別会計	881	881	0	0	0
合計	31,508,481	30,322,182	98,410	0	1,087,889

実質赤字額	△ 1,087,889
-------	-------------

【標準財政規模(B)】

(単位:千円)

項目	金額
標準税収入額等	6,779,170
普通交付税額	11,041,569
臨時財政対策債発行可能額	87,327
合計	17,908,066

連結実質赤字比率	-	(早期健全化基準:17.60%、財政再生基準:30.00%) (参考:△16.93%)
----------	---	--

(計算式)

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{連結実質赤字額(A)+(B)+(C)}}{\text{標準財政規模(D)}} \\ &= \frac{\Delta 3,033,241}{17,908,066} \quad (\text{単位:千円}) \end{aligned}$$

【一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額(A)】

(単位:千円)

会計名	歳入額	歳出額	繰越明許費 繰越財源額	事業繰越額	実質収支額
一般会計	31,462,148	30,287,445	98,410	0	1,076,293
青少年育英奨学資金貸付特別会計	45,452	33,856	0	0	11,596
鉄道経営対策事業基金特別会計	881	881	0	0	0
国民健康保険特別会計	4,554,357	4,527,798	0	0	26,559
国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	316,888	289,172	0	0	27,716
介護保険特別会計	4,882,320	4,662,360	0	0	219,960
後期高齢者医療特別会計	711,692	699,743	0	0	11,949
介護サービス事業特別会計	750,792	728,312	200	0	22,280
駐車場事業特別会計	5,289	5,289	0	0	0
合計	42,729,819	41,234,856	98,610	0	1,396,353

実質赤字額	△ 1,396,353
-------	-------------

【公営企業会計(法適用企業)の資金不足額(B)】

(単位:千円)

会計名	流動資産等	流動負債等+建設改良費等以外の 経費の地方債現在高	資金不足・剰余額
水道事業会計	1,605,736	195,269	1,410,467
下水道事業会計	679,332	452,911	226,421
病院事業会計	663,841	1,372,905	0
合計	2,948,909	2,021,085	1,636,888

※病院事業会計は資金不足解消可能額があるため、健全化判断比率上は資金不足額はないものとして扱う(資金不足比率を参照)

資金不足額	△ 1,636,888
-------	-------------

【公営企業会計(法非適用企業)の資金不足額(C)】

(単位:千円)

会計名	歳入額	歳出額	繰越明細費 繰越財源額	未収入特定財源	資金不足・剰余額
小水力発電事業特別会計	54,943	54,943	0		0
工業団地事業特別会計	0	0	0		0
合計	54,943	54,943	0	0	0

資金不足額	0
-------	---

【標準財政規模(D)】

(単位:千円)

項 目	金 額
標準税収入額等	6,779,170
普通交付税額	11,041,569
臨時財政対策債発行可能額	87,327
合 計	17,908,066

実質公債費比率	11.1 (早期健全化基準:25.0%、財政再生基準:35.0%)
---------	-----------------------------------

実質公債費比率 = (10.84543+11.10576+11.36033) ÷ 3
(3ヶ年平均)

(計算式)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金・準元利償還金等(A)} - \text{算入公債費等の額(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

【単年度の実質公債費比率】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
10.84543%	11.10576%	11.36033%

実質公債費比率 =	令和3年度	1,571,238
		14,487,553
(単年度)	令和4年度	1,567,222
		14,111,795
	令和5年度	1,616,047
		14,225,358

【地方債の元利償還金・準元利償還金等(A)】

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	3,689,216	3,598,839	3,544,634
満期一括償還地方債1年当たりの元金償還金相当額	0	0	0
公営企業に要する経費の地方債の償還財源繰入金	1,884,930	1,839,036	1,786,992
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	1,560	1,560	1,560
一時借入金の利子	210	929	1,676
合計	5,575,916	5,440,364	5,334,862

【算入公債費等の額(B)】

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準財政需要額算入額	3,950,755	3,830,018	3,682,708
特定財源の額	53,923	43,124	36,107
合計	4,004,678	3,873,142	3,718,815

【標準財政規模(C)】

(単位:千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準税収入額等	6,393,609	6,656,893	6,779,170
普通交付税額	11,350,871	11,098,814	11,041,569
臨時財政対策債発行可能額	693,828	186,106	87,327
合計	18,438,308	17,941,813	17,908,066

将来負担比率	68.3% (早期健全化基準:350.0%)
--------	------------------------

(計算式)

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}} \\ &= \frac{9,728,158}{14,225,358} \quad (\text{単位:千円}) \end{aligned}$$

【将来負担額(A)】 (単位:千円)

項目	金額
イ 一般会計等の当該年度末における地方債現在高	27,764,772
ロ 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)	6,240
ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額	16,848,961
ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額	0
ホ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額	1,373,663
ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額	0
ト 連結実質赤字額	0
チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	0
合計	45,993,636

【充当可能財源等(B)】 (単位:千円)

項目	金額
リ 地方債の償還額等に充当可能な基金	6,427,805
ヌ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	120,427
ル 地方債の償還等に係る基準財政需要額算入見込額	29,717,246
合計	36,265,478

【標準財政規模(C)】 (単位:千円)

項目	金額
標準財政規模	17,908,066

【算入公債費等の額(D)】 (単位:千円)

項目	金額
基準財政需要額算入額	3,682,708

	会 計 名	比 率	(参考)(経営健全化基準:20%)
資金不足比率	水道事業会計	-	(△ 332.7%)
	下水道事業会計	-	(△ 35.7%)
	病院事業会計	-	(0.0%)
	小水力発電事業特別会計	-	(0.0%)
	工業団地事業特別会計	-	(0.0%)

(計算式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額(A)} - \text{解消可能資金不足額(B)} \text{ ((A)が正の値の場合のみ)}}{\text{事業の規模(C)}}$$

※(A)が正の値かつ(A)-(B)が負の値となる場合は(A)-(B)=0とする

[法適用企業:水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計]

資金の不足額(A) = 流動負債の一部+建設改良費等以外の経費の地方債現在高-流動資産の一部

解消可能資金不足額(B) = 累積償還・償却差額算定方式による算定額+建設改良費等以外の経費の地方債現在高

事業の規模(C) = 営業収益の額-受託工事収益の額

[法非適用企業:小水力発電事業特別会計]

資金の不足額(A) = 歳出額+建設改良費等以外の経費の地方債現在高-歳入額-翌年度に繰り越すべき財源

解消可能資金不足額(B) = 累積償還・償却差額算定方式による算定額+建設改良費等以外の経費の地方債現在高

事業の規模(C) = 営業収益相当収入額-受託工事収益相当収入額

[法非適用企業:工業団地事業特別会計]

資金の不足額(A) = 歳出額+建設改良費等以外の経費の地方債現在高-歳入額-土地収入見込額

解消可能資金不足額(B) = 累積償還・償却差額算定方式による算定額+建設改良費等以外の経費の地方債現在高

事業の規模(C) = 資本に相当する額+負債に相当する額

累積償還・償却差額算定方式による

$$\text{解消可能資金不足額} = (\text{累積元金償還額} - \text{累積減価償却費}) \times \text{企業会計等の元利償還負担率}$$

【資金の不足額(A)】

(単位:千円)

会 計 名	流動負債等+建設改良費等以外の 経費の地方債現在高 または歳出額等	流動資産等 または歳入額等	資金不足額 (△資金剰余額) (A)
水道事業会計	195,269	1,605,736	△ 1,410,467
下水道事業会計	452,911	679,332	△ 226,421
病院事業会計	1,372,905	663,841	1,312,949
小水力発電事業特別会計	54,943	54,943	0
工業団地事業特別会計	0	0	0

【解消可能資金不足額(B)】

(単位:千円)

会 計 名	解消可能 資金不足額 (B)	累積償還・償却 差額算定方式	建設改良費等 以外の経費の 地方債現在高	(A) - (B)	備考
下水道事業会計					
病院事業会計	1,336,741	718,976	617,765	△ 23,792	(A)-(B)が負の値の場 合は「0」として扱う
小水力発電事業特別会計	(資金不足額が0のため算出不要)				
工業団地事業特別会計	(資金不足額が0のため算出不要)				

【事業の規模(C)】

(単位:千円)

会 計 名	営業収益等	受託工事収益等	事業の規模
水道事業会計	516,884	0	516,884
下水道事業会計	632,561	0	632,561
病院事業会計	3,277,564	0	3,277,564
小水力発電事業特別会計	54,855	0	54,855
工業団地事業特別会計	0	0	0